



知ってる?守ってる?



自転車利用時の交通ルールとマナー

市民協働型自転車利用適正化事業「Do!プラン」を実施しています



平野区では、放置自転車および自転車盗の減少をめざしています。今年度は行政や警察、企業や地域の方々を委員とした「平野区自転車利用対策連絡会」を設立し、啓発指導員の配置や各種キャンペーンを行っています。また、昨年度実施しました児童絵画路面シートの取組みについて、今年度は地下鉄平野駅・長原駅前の路上に貼り付けを行いました。これは、子どもたちが描いた絵画に特殊な加工を施して路面シートにし、それを路上に貼り付けることで、心理的な自転車放置抑止効果を狙うものです。路面シートにするための絵画を、駅周辺の7つの小学校で募集したところ、67点の作品をお寄せいただきました。これらの作品を選考委員会で審査し、最優秀賞2名、優秀賞4名、入選44点が決定し、路面シートとして活用しています。これまでに、JR平野駅でも児童絵画の路面シートの取組みを行っており、大変効果が出ています。放置自転車はお年寄りなど歩行者の通行を妨げるだけでなく、まちの美観を阻害し自転車盗などの街頭犯罪増加にもつながります。こうした放置自転車に対する、子どもたちの気持ちを大切に、一人ひとりが駅前や路上などに安易に自転車を放置しないように心がけてください。また、12月1日に区役所で児童絵画の表彰式を行った後、平野警察署、平野西連合町会と新平野西連合町会の皆様のご協力のもと、地下鉄平野駅周辺で自転車利用マナーアップの啓発キャンペーンを行いました。自転車での交通事故が多発しているため、交通事故の減少と放置自転車の減少をめざして、キャンペーンでは、自転車の適正な利用を求めるティッシュの配布や、放置自転車にエフ(短冊状の紙)の取り付けなどを行いました。

問合せ まちづくり推進室(まちづくり協働)②番窓口 ☎4302-9734

自転車側が「加害者」になるケースが増えている

対歩行者や対自転車の事故は、対自動車との事故に比べると低いものの、相手にけがをさせる「加害者」になるケースがあります。そのような場合、刑罰などの刑事上の責任だけでなく、多額の賠償金を請求されるなど、民事上も大きな責任を負うことになります。万が一の事故に備えて、損害賠償責任保険などに加入することも大切です。



ここが危ない!自転車の事故

自転車事故で亡くなった人の7割以上がルール違反

信号を守る、一時停止をするなど、交通ルールは歩行者・自転車・自動車など道路を利用する人すべてが安全に道路を通行し、交通事故を未然に防ぐためのものです。ルールを知っているだけでなく、きちんと守ることが大切です。



自転車事故の7割以上が交差点で発生

信号機のない交差点での自動車との出会い頭事故、信号機のある交差点での自動車との右折・左折時の事故が多くなっています。「止まれ」の標識のあるところでは必ず一時停止をして安全を確かめましょう。



守ろう!自転車安全利用五則

自転車は道路交通法上「軽車両」と同じです。昨年12月より道路交通法の一部が改正され、自転車が道路(路側帯)を通行する際には自動車と同じように、左側を走行することが限定されました。自転車による交通事故で多額の賠償金が発生している事例もあります。加害者にも被害者にもなり得ることを十分理解し、家族などで話し合ってみましょう。



1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は車道が原則
道路交通法上、自転車は「車両」と位置づけられていますので、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。
【罰則】3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



自転車が歩道を通行できるのは?

ただし、例外として次のような場合は、自転車が歩道を通行できるようになっています。
・道路標識や道路標示で指定された場合
・運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
・車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合

自転車道があるときは

自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければいけません。



2 車道は左側を通行

自転車の右側通行は禁止されています
自転車は、車道の左側に寄って通行しなければいけません。
【罰則】3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩行者に配慮したやさしい運転を
自転車が歩道を通行するときは、車道寄りの部分を徐行(すぐに止まれる速度で通行すること)し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければいけません。自転車のベルを鳴らして歩行者に道を空けさせたり、スピードを落とさずに歩行者を追い越すことは違反です。
【罰則】2万円以下の罰金または料料



4 安全ルールを守る

夜間はライトを点灯
ライトは、自分が進む道を照らして見やすくするだけではなく、前方や後方から来る他の自動車やバイクなどに自分の存在を目立たせることができます。
【罰則】5万円以下の罰金

飲酒運転は禁止
自転車も自動車と同様に飲酒運転は禁止されています。
【罰則】5年以下の懲役または100万円以下の罰金(酒に酔った状態で運転した場合)

2人乗りは禁止
自転車の2人乗りは、6歳未満の子どもを幼児用座席に乗せるなどの場合を除いて、原則として禁止されています。
【罰則】2万円以下の罰金または料料

並進は禁止
「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはいけません。
【罰則】2万円以下の罰金または料料

信号は守る
「歩行者・自転車専用」信号機がある場合は、その信号に従いましょう。
【罰則】3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



交差点での一時停止と安全確認
「止まれ」の標識がなくても、見通しの悪い交差点では必ず徐行し、左右をよく見て安全に通行しましょう。
【罰則】3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

5 子どもはヘルメットを着用

自転車乗用中の幼児のうち約4割が頭部損傷
乗車用ヘルメットは事故の衝撃を吸収し、子どもの頭部を守るものです。13歳未満の子どもを自転車に乗せるときは、確実に乗車用ヘルメットを子どもに着用させましょう。

